

# 地域福祉活動支援

## 取りまとめ

---

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」

・社会福祉協議会は、地域福祉の主要な担い手であり、平時から生活困窮者への相談支援等の業務を担い、地域社会において非常に重要な役割を果たしている。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、社会福祉協議会の平時の仕組みである生活福祉資金貸付を活用した特例貸付については、例えば、厚生労働省の通知が一方的なもので、同省の意図するところが現場に必ずしも明確には伝わらなかったとの懸念がある。さらに、同省や社会福祉協議会等の関係機関の連携が不十分であり、また、同省として現場の状況を把握し利用者や社会福祉協議会の声を真摯に受け止める仕組みが十分ではなかったと考えられる。

・そのため、厚生労働省から社会福祉協議会等関係機関への通知の在り方については見直しが必要。具体的には、通知について適切なフォローアップを行うことが必要であり、厚生労働省の意思が現場に適切に浸透しているか、現場に混乱や誤解が生じていないかについて、然るべく検証する仕組みが必要。

・また、社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後

の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢も視野に入れるべき。

・さらに、利用者間又は社会福祉協議会間の公平性を担保することが重要。本貸付金の回収に際し、地域差が生じれば、利用者間で不公平が生じることとなり、制度に対する信任を損なうこととなりかねない。今後発生し得る感染症の危機対応に備える上で、こうした点も考慮することが重要。

・また、本特例貸付の申請については郵送を原則としたが、紙ベースで作業を行う場合、利用者の属性の把握やデータ分析には困難がある。日本社会及び経済のデジタル化という大きな流れを踏まえ、デジタルデバイドに配慮しつつ、デジタル化を原則とし、オンライン申請の推進を含む制度・運用の在り方を検討すべき。

・本特例貸付のような緊急時の貸付について、社会福祉協議会の平時の仕組みを活用することの適切性については検討が必要。社会福祉協議会は利用者の生活に寄り添って支援を行うところに強みがあるところ、貸付業務については金融機関や別組織を活用することも検討すべき。危機に際しての生活困窮者の救済については、厚生労働省を含む関係機関の連携が必要であり、関係自治体や金融機関を含めた連携の在り方を検討すべき。

・今後発生し得る感染症の危機対応を見据え、厚生労働省においては、具体的な対応策について早急に意思決定を行うべき。